

業務指示書

バングラデシュ国小規模水資源開発情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月30日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月4日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水資源開発・農村開発に係る各種調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（農業・灌漑（計画/政策））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業・灌漑（計画/政策）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農村インフラ施設計画・設計】

- 1) 類似業務の経験：農村インフラ施設計画・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年4月8日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 本業務における直接人件費単価は2016年度単価を上限とします。

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- ・モデル事業の地域選定、モデル地の基礎情報や水資源開発の概況と課題の分析
- ・既往事業の設備の拡張・延伸の選定クライテリア基準設定の方向性の提案、の情報収集・現地調査に係る経費(直営で実施する場合は、直接人件費, その他原価, 一般管理費等を除く)

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.455 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

農業・灌漑（計画/政策）

農村インフラ施設計画・設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年4月22日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国小規模水資源開発情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 農業・灌漑（計画/政策）	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農村インフラ施設計画・設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 本調査の背景

バングラデシュは年間一人当たり 200kg 以上の米を消費する世界有数の米の消費大国であり、過去に米が不作となると米価が上昇し、貧困層の生活に影響し社会騒乱が起きる等、同国の安定にとって米の安定生産は重要な要素を成している。

しかしながら、工業化・都市化の進展に伴う農地減少（過去 23 年で約 20%減少）、農業従事者減少（2000 年から約 10%減少）に加え、近年の気候変動による沿岸部の海水遡上や同国を流れる国際河川の大規模な流量変動による浸食で沿岸部を中心に農地減少等が進んでいる。今後も長期に亘り人口増加が続き、2050 年には 2 億人を超える見通しがあり、米への需要が増大する中で、自給の維持、又は少なくとも相当程度の需要を国内生産で賄っていくためには農業生産性の向上を図ることが不可欠となっている。

農業生産性の向上を図る上では、灌漑における表流水の活用が課題となっている。現状、地下水利用の 95%を灌漑が占めているが、過剰揚水による地下水位の低下、ヒ素汚染、維持管理不足等による水源の枯渇等の課題があり、灌漑の表流水利用への移行が水資源分野の最重要課題となっている。同国では、雨期に年間降雨量の約 8 割が集中的に降雨し、近隣国の流出水も相まって洪水が頻発し毎年国土の約 1/4 が湛水し農地が被害を受ける一方、乾期には干ばつの発生により、一転して水不足に陥り、雨季と比べ生産性が約 3 割低下している。

かかる状況下、バングラデシュ政府は、第 7 次五カ年計画（2016-2021）の中で、食の安定生産、気候変動等を達成するための重要戦略の一つとして、表流水の効率的活用を掲げている。農村部の水資源開発については、地方行政技術局（Local Government Engineering Department。以下「LGED」という。）が中心的な役割を担っているが、LGED は、JICA やアジア開発銀行などの支援のもと、表流水の貯留、防御、排水施設建設による農作物の増産及び多様化、農村振興を目的とした小規模水資源開発事業等を実施してきた他、参加型水資源開発に関するガイドライン（2000）を推進し、住民参加型の促進を図ってきた。

今後、LGED はこれまでに蓄積してきた小規模水資源開発のノウハウを未開発地に拡げ、既開発地域においても更なる農業生産性向上等を図ることを目標として掲げている。農村部には総人口の約 7 割が居住し、貧困率が 35%と依然として高く、バングラデシュ政府にとって農民の所得向上は最重要課題の一つである。さらに、農業セクターは就労人口の約 5 割が従事し、余剰労働力の吸収の受け皿の機能も果たす等、社会安定上も重要な役割を果たしている。LGED による住民参加型の小規模水資源開発は、第 7 次五カ年計画（2016-2021）の中でも重要事業として位置付けられている。

日本政府の対バングラデシュ人民共和国国別援助方針（2012 年 6 月）における重点目標として「社会脆弱性の克服」のために、農村部の生活環境改善・生計向上に資する「農業・農村開発」を支援するとしている。また、JICA 国別分析ペーパー（2013 年 4 月）においても「農村開発」を重点課題として、農村部の貧困削減、食の安定供給のための生産性向上及び作物の多様化、農村部のインフラ整備、表流水利用の効率化のための支援を行うとしている。

JICAはこれまで同分野において、円借款「小規模水資源開発事業」（2007年L/A調印）、有償勘定研修「小規模水資源管理におけるガバナンス能力強化研修（2010-2011）」、また有償技術支援「住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト（2012-2017）」による参加型統合小規模水資源開発モデル確立や実施体制の整備支援を行い、政策レベルではLGED管轄の農村インフラ整備・維持管理事業の事業実施制度や体制への指導を担う個別専門家「地方農村インフラ開発・維持管理アドバイザー」を派遣し、同分野の支援を展開している。

2. 調査の目的

本調査は、バングラデシュにおける小規模水資源開発分野の現状と課題の分析、及び統合型の農村開発にも着眼した農業セクター案件形成のための協力準備調査の前提条件となる情報収集・分析を行い、今後の支援シナリオ等、JICAが支援すべき事業の提案を行うもの。

3. 調査対象地域

ダッカ管区、マイメイシン管区、チッタゴン管区（チッタゴン丘陵地帯を除く）、シレット管区、ロングプール管区の中で対象地域を選定する。

4. 主な相手国調査対象機関

地方行政農村開発組合省 地方行政技術局（Local Government Engineering Department。以下「LGED」という。）

5. 調査の範囲

本調査において、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、JICAに対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置付け及び方針

本調査結果は今後のJICA農業・農村開発分野の支援を検討するための基礎資料とし、具体的な案件形成や協力プログラムの見直しを行う場合にはその指針の一つとする。本調査では、小規模水資源開発事業支援につき、①これまでのバングラデシュにおける小規模水資源開発分野のレビュー、②統合的な農村開発による貧困削減のための手法と効果の検証、の2点を重点的に調査し、今後の支援方針の検討を行うこととする。

(2) 関連案件からの知見の活用について

JICAは、LGEDを実施機関とする円借款「小規模水資源開発事業」（2007年L/A締結）において、小規模水資源管理施設の建設、水管理組合（Water Management Cooperative Association。以下「WMCA」という。）の能力強化を通じた水資源の有効活用を図る支援を実施している。また、有償勘定技術支援「住民参加による統合水

資源開発のための能力向上プロジェクト（2012 - 2017）」の実施を通じ、パイロット地域における統合型水資源開発事業の実施監理、また政府関係者及びWMCAの能力強化、関連ガイドライン整備などを支援している。さらに、アジア開発銀行は、過去20年間に亘り「小規模水資源開発セクター事業」（Small Scale Water Resources Development Sector Project）フェーズ1（1996-2002）、フェーズ2（2002-2009）、フェーズ3（2010-2018）にて、全国規模で同分野の支援展開を行っている。

本調査では、今後の水資源開発支援の方向性を検討することを目的とすることから、上記の実績及び教訓を十分に関係者に確認を行う。

（3）対象インフラ選定のクライテリア設定の方針の検討について

広域に多数行う小規模水資源開発施設整備の実施にあたっては、対象インフラ選定のクライテリア内容が事業の質維持のための重要なモニタリングツール且つ事業の一つの根幹となる。クライテリア設定の検討にあたっては、調査中に収集する情報の内容に基づき、必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性があり、その場合はJICAと協議・合意のもと、柔軟に対応する。

（4）我が国及びJICAの援助方針等との整合性について

今後の支援の方向性、重点分野・地域の検討にあたっては、我が国の国際協力重点方針、国別援助計画、JICA国別分析ペーパー、課題別指針等と整合性をもたせ、過去の我が国のODA実績・成果、最新の支援動向・援助方針についても十分情報を確認した上で検討すること。また、今後の支援内容の検討にあたっては、我が国が有する知見、技術、ノウハウを有効に活用できるよう検討を進めること。

7. 調査の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

（1）事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成（2016年5月中旬）

1）関連資料・情報の収集・分析

同セクターの関連事業の資料（詳細は「第3 業務実施上の条件 4. 参考資料」のとおり）を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2）インセプション・レポート・質問表の作成

上記の結果や調査に当たって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。また、現地調査前に質問表を作成し、JICAに提出する。

3) 事前協議への参加

現地調査実施前に JICA が開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプション・レポート、質問表の内容について説明・協議を行う。

(2) 現地業務 (2016 年 5 月中旬～2017 年 2 月上旬)

1) JICA バングラデシュ事務所への調査概要説明

事前会議の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、調査の概要、調査計画等につき、JICA バングラデシュ事務所に説明を行う。

2) 調査対象機関への調査概要説明

インセプション・レポートに基づき、主な調査対象機関に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

【タスク 1：小規模水資源開発分野の情報収集】

3) バングラデシュの第 7 次五カ年計画、及び水資源開発や農業分野にかかる政策の現状と課題の整理

第 7 次五カ年計画 (2016-2020)、水資源開発分野 (国家水政策 (1999)、国家水管理計画 (2004) など)、及び農業関連 (国家農業政策 (1999) や、国家食糧政策実効計画 (2008-2015) など) の政策の内容、及び関連分野に関する予算 (DPP (Development Project Proposal) 等を参照) を確認し、当該セクターの開発の方向性や重点課題を分析する。また近年のバングラデシュの農業セクターが直面している気候変動や経済発展による社会変動の影響についての取り組みへの言及があれば、その内容についても整理をする。

4) 関連機関の水資源開発事業の実施体制と役割分担の確認

バングラデシュの水資源開発事業を担う機関の概要と役割分担について確認する。また、小規模水資源開発を担う LGED の実施体制につき、計画、組織、人員、予算、機材の所有状況、事業実施状況等の概要を整理する。

5) 農村部における小規模水資源開発の必要性、ニーズの把握

近年のバングラデシュの農村部における小規模水資源開発の必要性につき、事業関係者及び住民からのヒアリングに基づき、ニーズ把握を行う。

6) 我が国、及び JICA の援助方針との整合性及びこれまでの支援成果・課題の確認

我が国国際協力重点方針等 (主に資源・食料の安定供給確保、環境・気候変動、ジェンダー主流化) の整合性を確認し、既存資料を中心に我が国のこれまで小規模水資源開発事業支援の成果や教訓を取りまとめる。

7) 既往事業「小規模水資源開発事業」のレビュー等、成果と課題の抽出

事業全体の効果の確認、灌漑設備現状分析（受益・効果、運営・維持管理状況など）、WMCA の設立・活動状況（水利費徴収率や運営体制（組合員選挙の実施状況など））、ジェンダーの取り組みなどについて、既存資料の収集と現地調査を通じて、成果と課題をまとめる。また、関連事業や他国事業から特に参考となる教訓があれば、レポートに含めるものとする。

8) 他ドナーや NGO 等の支援実績及び支援体制の確認

当該分野での支援を実施している他ドナー（ADB 等）や参加型農村開発、生計向上の活動を行う NGO 等、の情報を整理し、支援内容、地域・分野、実績、グッドプラクティス・教訓、今後の事業計画等を確認する。

【タスク 2：統合型農村開発における情報収集】

9) 統合型の農村開発の必要性、ニーズの把握

事業関係者や住民からのヒアリングに基づき、灌漑施設周辺の農村インフラ（道、橋、生鮮市場）の現状・特徴、支援ニーズを把握する。なお、ヒアリングの際には、様々な裨益者や最も立場の弱い裨益者から適切にヒアリングできる手法をとる。

【タスク 3：モデル事業計画】

10) モデル事業の地域選定、モデル地の基礎情報（社会経済、農業、畜産／水産）や水資源開発の概況と課題の分析

3. 調査対象地域の中から、5～6 か所程のモデル地を選定し、その地区の基礎情報（社会経済（人口、地域経済、社会基盤）、農業（地形、土壌、作物面積、畜産／水産の現況）や、水資源現状分析（地区地形図、用排水系統、営農・土地利用、受益農家数・受益面積、水文・気象・水資源データ、水利権、灌漑施設の有無）の概要につき、既存情報の収集と現地調査にて概況をまとめる。なお、モデル地での現場調査については、現地再委託にて実施することを認める。具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

11) モデル地におけるサブプロジェクト選定クライテリア設定の方向性の提案

モデル地において、水資源開発を含めた統合型農村開発の効果発現に必要な要因（自然環境状況、受益住民の生計状況、施工方法、維持管理体制、費用対効果、周辺のコネクティビティ整備状況、政策的位置づけなど）を洗い出し、サブプロジェクト選定の諸要件・クライテリア設定の方向性を提案する。その際は、同国の JICA 及び他ドナーの農村開発事業や、他国での統合型農村開発事業の事例や教訓のレビューを行う。なお、広域かつ数多くの施設を建設する小規模水資源開発においては選定クライテリア内容が事業の質を維持するための重要なツールとなるため、過程で JICA と十分な議論・調整を行いながら調査を進める。

12) 既往設備拡張・延伸にかかる選定クライテリア設定の方向性の提案

既往施設の状況につき現地調査を通じて拡張・延伸の必要性を把握し、拡張・延伸対象を選定する諸要件・クライテリア（周辺のコネクティビティ整備状況、維持管理

体制、費用対効果、政策的位置づけなど) 設定の方向性につき提案する。その際は、同国の JICA 及び他ドナーの農村開発事業や、他国での統合型農村開発事業の事例や教訓のレビューを行う。なお、本作業の現場調査については、現地再委託にて実施することを認める。具体的な調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

13) モデル事業(統合型の農村開発)の支援方針案の作成

上記を踏まえ、統合型の農村開発に対する支援方針案を作成する。支援方針では、有償資金協力及び技術協力等が想定されるが、本調査においては有償資金協力を中心に、想定される対象地域、概略の設計計画、施工方法、各機関・コンサルタント・施工業者の役割、コンサルティング・サービスの内容、資金計画を提案する。また、灌漑施設については、既に設計が完了しているものも代表的なサンプルとして活用する。

14) モデル事業、及び既存設備拡張・延伸事業の環境社会配慮面の検討

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、13)のモデル事業について、環境社会配慮面からの代替案比較、重要な環境影響項目(環境社会状況、環境社会配慮制度・組織、スコoping、影響の予測・評価・代替案検討・緩和策の検討、環境管理計画・モニタリング計画等)の確認を行う。また、バングラデシュ内環境カテゴリを確認し、カテゴリ分類に応じた必要な支援を行う。

15) 灌漑設備にかかる新しい技術の導入の検討

第7次五カ年計画にて推奨しているソーラーポンプの活用や、ラバーダム建設など、水資源開発分野における新しい技術の導入につき、費用対効果、インパクト、安全性、実用性などについて、同国・他国の先行事例の情報収集、現地調査、関係者へのヒアリングを通じて検証する。

16) 情報通信技術(ICT)の利活用の検討

附帯技プロにて整備の支援を行っている管理情報システム(MIS)のよりの実施状況と、広地域での実用性や、バングラデシュ政府推進の National Water Resource Database の促進の可能性について検証する。その際は、他国事例(GIS(地理情報システム)や水位監視システムの活用など)を参照する。

17) 我が国の知見・経験・技術等の活用、及び本邦企業との連携の可能性についての調査

農業分野全般における我が国の経験・技術等において、バングラデシュにて比較優位を有し、具体的に適用可能と考えられる技術(農業機械、食品加工機械など)、また本邦企業連携の可能性について、企業への聞き取りなどを通じて情報収集を行う。収集内容についてはリスト化をし、分かり易くバングラデシュ関係者及び国内関係者に説明できる資料を作成する。

18) インタリム・レポートの作成・説明・協議

上記 17) までの調査結果をインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについては、ドラフトを作成し、JICA と協議を行い、必要な修正を行った上で、バングラデシュと協議を行い、合意を得ること。

【タスク 4：支援方向性の提言】

19) 統合型小規模水資源開発に関する JICA の支援シナリオ、重点地域・分野の整理、及び JICA 協力の方向性の検討

同分野の現状に対し、貧困削減効果、食糧増産・多様化への効果分析、また行政面、技術面、資金面、環境面等から、多面的に必要な性の高い課題（ボトルネックの抽出を含む）・地域・分野等を整理する。

また、対バングラデシュ国別援助計画、JICA 国別分析ペーパー、国際協力重点方針（主に資源・食料の安定供給確保、環境・気候変動/防災対策、ジェンダー主流化）等を踏まえ、JICA による協力の方向性を示す。その際、統合型小規模水資源開発で特定された内容に関し、有償資金協力が想定される場合、事業内容、コンサルティング・サービスの内容、資金計画、概略事業費、プロジェクト実施スケジュール、事業実施・運営維持管理体制、プロジェクトの評価（運用・効果指標の設定）、各種調達方法、TPP/DPP（バングラデシュ国内における事業許可のための事業計画）案について提案をするものとする。

20) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) の作成

上記 19) までの調査結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) を作成した上で JICA に DF/R の内容を報告し、JICA からのコメントを受ける。

21) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) の説明・協議

JICA よりコメントを受けた DF/R をバングラデシュ関係者に説明・協議を行い、合意を得る。協議にあたっては、DF/R の要点をまとめ、JICA バングラデシュ事務所と共に関連政府機関やドナーに共有し、今後の支援方向性につき意見交換を実施する。

22) JICA バングラデシュ事務所への報告

現地調査で得られた結果概要を、帰国前に JICA バングラデシュ事務所へ報告し、ファイナル・レポートのとりまとめに向けた意見交換を実施する。

(3) 帰国後国内作業 (2017 年 2 月中旬～2017 年 2 月下旬)

1) 帰国報告会での報告

現地調査実施後に JICA での帰国報告会にて調査結果の概要について説明・協議を行う。

2) ファイナル・レポート (F/R) 説明・協議

DF/R に対するバングラデシュ実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポート (F/R) を作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、7. 調査の内容を参照。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプション・レポート

提出時期：調査開始時（2016 年 5 月中旬を想定）

部 数：英文 5 部（JICA4 部、バングラデシュ機関 1 部）

2) インテリム・レポート

提出時期：2016 年 9 月中旬

部 数：英文 5 部（JICA4 部、バングラデシュ機関 1 部）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2016 年 11 月中旬

部 数：和文要約 4 部（JICA）

英文 5 部（JICA4 部、バングラデシュ機関 1 部）

4) ファイナル・レポート

提出時期：2017 年 2 月下旬

部 数：和文要約（製本版）6 部（JICA）

和文要約（CD-R） 6 部（JICA）

英文（製本版）8 部（JICA7 部、バングラデシュ機関 1 部）

英文（CD-R） 5 部（JICA4 部、バングラデシュ機関 1 部）

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも 5 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) デジタル画像集

本調査実施期間中に記録したデジタル画像集を作成し、JICAへ提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2016年5月中旬より開始し、2017年3月上旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ側関係者と協議の上で変更することがある。

年	2016									2017	
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
国内作業	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	
現地業務											
報告書	▲ IC/R				▲ IT/R		▲ DF/R			▲ F/R	

(IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report, DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約 33.08 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／農業・灌漑（計画/政策）（2号）
- 2) 農村インフラ施設計画・設計（3号）
- 3) 灌漑施設設計・計画
- 4) 水管理／組織強化
- 5) 農民組織
- 6) 民間連携
- 7) 環境社会配慮
- 8) 営農・農業普及
- 9) 水産業／畜産業
- 10) 経済分析

3. 相手国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA バングラデシュ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストを発行するとともに、関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案

件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA バングラデシュ事務所に随時連絡・協議すること。

4. 参考資料

以下の資料は、各種ウェブサイトより閲覧すること。

- (1) バングラデシュ政府「Seventh Five Year Plan 2016-2020」
<http://www.plancomm.gov.bd/7th-five-year-plan-2/>
- (2) バングラデシュ政府「Outline Perspective Plan 2011-2021」
http://bangladesh.gov.bd/sites/default/files/files/bangladesh.gov.bd/page/6dca6a2a_9857_4656_bce6_139584b7f160/Perspective-Plan-of-Bangladesh.pdf
- (3) 国家水政策 (National Water Policy 1999)
<http://faolex.fao.org/docs/pdf/bgd146075.pdf>
- (4) 国家水管理計画 (National Water Management Plan 2004)
<http://www.buet.ac.bd/itn/publications/sector-documents/documents/nwmpv20041.pdf>
- (5) JICA「バングラデシュ人民共和国住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (2014年4月)」
http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_101_12154035.html
- (6) JICA「バングラデシュ国 大マイメンシン圏小規模水資源開発計画調査ファイナル・レポート (2006年2月)」
http://open_jicareport.jica.go.jp/833/833/833_101_11814589.html
- (7) JICA「南西部水資源管理に係る情報収集・確認調査 (2010年9月)」
http://open_jicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_12004065.html
- (8) アジア開発銀行「小規模水資源開発セクター事業 (Small Scale Water Resources Development Sector Project)」関連資料
<http://www.adb.org/documents/small-scale-water-resources-development-sector-project-loan-1381-bansf>
<http://www.adb.org/projects/documents/second-small-scale-water-resources-development-sector-project-completion-report>
<http://www.adb.org/projects/39432-013/main#project-overview>
<http://www.adb.org/sites/default/files/evaluation-document/111000/files/pvr-312.pdf>

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。なお、これ以外に現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案する。

以下に示した現地再委託にかかる見積もりは、別見積もりとすること。

- (1) 第2 業務の目的・内容に関する事項、7. 調査の内容、10) モデル事業の地域選定、モデル地の基礎情報や水資源開発の概況と課題の分析、及び12) 既往事業の設備

の拡張・延伸の選定クライテリア設定の方向性の提案、の情報収集・現地調査の実施に対応する。

また、現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

6. 調査用資機材

(1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

JICA がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、購入された資機材は、JICA より本コンサルタントへの貸与とする。本コンサルタントは、JICA の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。

(2) JICA が別途購入し、本コンサルタントに貸与する機材

特に想定していない。

(3) その他

調査に必要と考えられる設計用機材、簡易測定用機材等については、資機材等購送費（損料ベース等）で見積もり、計上する。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上